

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 高橋 誠）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

2 申請年月日

平成 30 年 9 月 18 日

3 申請の概要

支援機関が、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金及び負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定に基づく東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）に交付する交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第 110 条第 2 項の規定に基づく負担金を納付すべき接続電気通信事業者等※ごとの負担金の額及び徴収方法の認可

※ 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（平成 30 年 8 月末現在 22 社）

3① 法第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法

ア 交付金の額

支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、交付金の額を算定する。

(1) 補てん対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本及び 西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料）	17.8億円	10.1億円	27.9億円
第一種公衆電話に係るもの	19.1億円	18.0億円	37.1億円
加入電話に係る緊急通報	0.2億円	0.2億円	0.4億円
合計※	37.2億円	28.3億円	65.5億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

注 NTT西日本は平成28年度決算において、特別損失として熊本地震による災害特別損失を計上している。

NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の算定は、熊本地震による災害特別損失のうち基礎的電気通信役務に係る費用の原価を用いて算定しているが、算定規則にこれを定める規定がないため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せて行われている。

◇ 特別損失（収支表ベース）

・ 災害特別損失 : 69億円

→ うち基礎的電気通信役務の設備管理部門に係るもの : 25億円

◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響

・ 基礎的電気通信役務の提供に要した原価への影響 : 16億円

・ 補てん額への影響 : 1,000万円

・ 合算番号単価への影響 : 0.003円程度

(参考) NTT東日本及びNTT西日本の平成 29 年度基礎的電気通信役務収支表

(億円、括弧内は対前年度増減率)

	NTT東日本			NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	1,922 (-6%)	2,173 (-11%)	-251	1,937 (-7%)	2,187 (-11%)	-251
基本料	1,922 (-6%)	2,172 (-11%)	-249	1,937 (-7%)	2,187 (-11%)	-250
緊急通報	-	1 (-33%)	-1	-	1 (-46%)	-1
第一種公衆電話	6 (-7%)	26 (-4%)	-20	3 (-11%)	17 (-20%)	-14
市内通話	6 (-7%)	26 (-4%)	-20	3 (-11%)	17 (-20%)	-14
離島特例通信	0 (-27%)	0 (-19%)	0	0 (-19%)	0 (-30%)	0
緊急通報	-	0 (4%)	0	-	0 (-12%)	0
計	1,929 (-6%)	2,199 (-11%)	<u>-271</u>	1,939 (-7%)	2,204 (-11%)	<u>-265</u>

(2) 各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定

○ NTT東日本に対する交付金の額

= 37.2 億円 - NTT東日本の算定自己負担額[※]

○ NTT西日本に対する交付金の額

= 28.3 億円 - NTT西日本の算定自己負担額[※]

※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用して負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の 3 か月後から最終算定月の 3 か月後までの間、毎月、各適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の 3 か月後に各適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第 27 条第 2 項に規定する「残余の額」

に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金を交付する。

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

- ① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
＝ 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

- ② 最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

$$= (\text{負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} - \text{前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額})$$

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、算定規則第 22 条第 1 項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき、案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

3② 法第 110 条第 2 項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法

ア 負担金の額

支援機関は、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の負担金の額を算定（適格電気通信事業者ごとに算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）する。

（a）最終算定月前月までの負担金の額

当該接続電気通信事業者等の平成 31 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 31 年 11 月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額

（b）最終算定月の負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から平成 31 年中に徴収すべき額（補てん対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 番号単価は平成18年総務省告示第429号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件)に従って支援機関が算定。補てん対象額、支援業務費(平成30年度中の費用額(平成30年3月に認可)から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額)及び前年度過不足額を合算した額を平成31年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事業者の補てん対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{(NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額+支援業務費} \\
 & \quad \text{-予測前年度過不足額)} \\
 \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{平成31年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{平成31年の予測算定対象電気通信番号の総数}} \\
 &= \frac{(65.4\text{億円} + 0.4\text{億円} + 3.8\text{億円})}{29.5\text{億番号数}} \\
 &= 2.366\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{2\text{円}} \text{ (整数未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②NTT東日本} & \text{に} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \times \frac{37.2\text{億円}}{65.5\text{億円}} \\
 &= 1.135337500\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{1.13533750 \text{円}} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{③NTT西日本} & \text{に} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補てん対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \times \frac{28.3\text{億円}}{65.5\text{億円}} \\
 &= 0.864662499\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{0.86466250 \text{円}} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

上記番号単価は、平成31年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第429号に基づき、平成31年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の可否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	1,785百万円	19百万円	1,908百万円	2百万円	1百万円	3,715百万円
NTT西日本	1,010百万円	18百万円	1,797百万円	4百万円	1百万円	2,830百万円
東西計	2,794百万円	37百万円	3,706百万円	6百万円	2百万円	6,545百万円
(参考) 前年度	2,887百万円	61百万円	3,563百万円	6百万円	2百万円	6,520百万円
増減	▲93百万円	▲24百万円	+143百万円	▲0百万円	▲1百万円	+26百万円

○支援業務費 (H30 予算額：予算額 60百万円 - 前期繰越額 18百万円) 42百万円
(H29 予算額：66百万円)

○予測前年度過不足額 ▲381百万円

○番号単価
 (合算) 番号単価 = $\frac{\text{補てん対象額 (6,545百万円)} + \text{支援業務費 (42百万円)} - \text{予測前年度過不足額 (▲381百万円)}}{\text{平成31年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,946百万番号)}} = 2.365655427\text{円/月} \cdot \text{番号}$

➡ (合算) 番号単価 **2円/番号・月**

(うち、東日本分：1.135337500円)
西日本分：0.864662499円)

(注) <前年度(7月～12月)>
2円/番号・月
NTT東日本分：1.13203854円
NTT西日本分：0.86796146円

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入、
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

(参考) 補てん対象額及び番号単価(過去5年)

適用年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
補てん対象額	6,880百万円	6,885百万円	6,760百万円	6,927百万円	6,520百万円
番号単価(／月・番号)	3円	2円	前半2円 後半3円	前半2円 後半3円	2円

【参考】NTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について（平成29年度）

・平成29年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲271億円、NTT西日本で▲265億円の赤字（東西計で▲535億円）となっている。

○平成29年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本				NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	192,228	217,318	▲25,090	193,668	218,733	▲25,064
基本料	192,228	217,175	▲24,947	193,668	218,656	▲24,988
緊急通報	—	143	▲143	—	76	▲76
第一種公衆電話	642	2,617	▲1,975	279	1,674	▲1,394
市内通信	642	2,612	▲1,970	278	1,668	▲1,390
離島特例通信	0	3	▲2	0	3	▲3
緊急通報	—	2	▲2	—	1	▲1
合計	192,871	219,936	▲27,065	193,948	220,407	▲26,459
(参考) 前年度	205,640	245,877	▲40,236	207,494	246,873	▲39,378
増減	▲12,769	▲25,940	+13,171	▲13,546	▲26,465	+12,919